

2014年(平成26年)11月27日

平成20年度仙台市政務調査費判決(第3民事部)を受けてのコメント

仙台市民オンブズマン

仙台地裁第3民事部(市川多美子裁判長)の判決は、総論部分については市民感覚を踏まえた画期的判断であり、評価できる。ただし、個々の各論判断については疑問の残る部分がある。

1 議員の裁量に一定の限界を認めた

判決は、「いかなる調査研究活動を行うか」という「裁量にはおのずから一定の限界がある」「調査研究活動と市政との関連性を慎重に検討した結果、同支出に係る議員の判断に合理性」が必要で、「例えば、収支状況報告書の記載に表れた事実等(研修会・物品の名称、書籍の表題等や研修会の趣旨・目的等)から調査研究のために用いられる可能性がないとかがわれる場合、あるいはその可能性があると言い得ても、当該支出が調査研究のための必要性に欠けるものであったことをうかがわせる具体的事実が認められる場合にあっては、議員の調査研究に資する意見交換等が現になされたり、市政に関する具体的な調査研究が現にされたとか、それが予定されていたなどの特段の事情について適切な立証が行われなときは、当該政務調査費の支出は本件用途基準に合致しない違法な支出であると判断するのが相当である。」と判断した。

これまでの裁判例は、議員の広範な裁量を認めた上で、市政との関連性の要件を緩やかに判断してきたが、これを見直して政務調査費の趣旨に立ち返った判断であり、高く評価できる。

2 按分

判決は、「一般的、外形的事実から政務調査活動以外の活動にも利用されていることが推認される経費については、被告側において」「客観的資料に基づいて」「立証がされない場合には、当該経費の2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されない」と判断した。

これまでは議員の陳述書の提出をもって、2分の1を超える支出を容認してきた裁判例が多かったが、これを改め、民事裁判の通常のルールに則って客観的資料に基づく立証を求めた点で適正な判断といえる。この点でも高く評価できる。

3 定額方式の容認

しかし、判決が定額方式を安易に容認したことは遺憾である。判決は、定額方式の採用は議会の裁量の範囲内であり、政務調査条例とそれが引用する旅費条例の定めも市議会の裁量権の範囲を超え又はそれを濫用したものであるとはいえないと判断した。

しかし、実費と旅費条例に定める金額との間に差額が生じていることは明らかであり、その点を許容する判断は市民感覚から乖離している。

4 各論の傾向（適法判断に疑問が残る）

（1）調査研究費（出張等）

尋問において市政との関連性を明らかにできなかった出張先（横浜や大阪等）についてまで適法と認めていて問題がある。

（2）研修費

個々の研修については疑問がある。

（3）資料作成費・購入費

購入した資料の適法判断に疑問がある。

（4）広報広聴費

ホームページ作成費用の2分の1按分は正当である。街宣車等の適法判断には疑問がある。

（5）人件費

人件費については、雇用者が調査研究活動の補助業務への専従性が認められなければならないと判断しており、評価できる。

（6）事務所費・事務費・経費

2分の1按分を採用するものが多く、正当である。

以上